

4 昭和47～平成18年度催物展（企画展）開催状況

年度	展 覧 会 名	期 間	会 場	摘 要
S47	鳥取県の民俗年中行事写真展	48. 3. 3～ 3.25	第 2 展 示 室	
48	博物館美術資料館蔵品展	48. 7.31～ 8.19	第 3 展 示 室	
49	日 本 の 野 鳥 展	49. 5.21～ 6. 9	”	
	大 工 道 具 展	50. 3.15～ 3.30	”	
50	日 本 の 野 鳥 展	50. 4.26～ 5. 9	”	
	美 術 収 蔵 品 展	50. 6.17～ 7.13	”	
	空から見た郷土写真展	50. 9.13～ 9.24	第 2 展 示 室	
	島 田 元 旦 展	51. 2.24～ 3.21	第 3 展 示 室	
	因 伯 の 古 絵 図 展	51. 3.27～ 4.11	”	
51	郷土に伝わる仏画展	51. 6.22～ 7.11	”	
	博物館資料館蔵品展	51. 7.27～ 8.18	”	
	発掘展因伯の古代を掘る	51. 8.24～ 9.12	”	
	失われた漁具展	51.11.14～11.28	”	
	公募科学写真展	52. 3.13～ 3.27	第 2 展 示 室	
52	日本列島の野鳥展	52. 5.28～ 6.19	第 3 展 示 室	
	冬の民具展	52.11.12～11.27	”	
53	山陰海岸の生物展	53. 5.27～ 6.18	”	
	美術資料館蔵品展	53. 6.22～ 7. 9	第1・第3展示室	
	秋のキノコ展	53.11.11～12. 3	第 3 展 示 室	
	民俗行事写真展	54. 3.10～ 3.25	”	
54	発掘資料展 一秋里遺跡を掘る一	54. 6. 1～ 6.15	”	
	古文書展と古地図展	54. 6.23～ 7. 8	”	
	石谷美術コレクション展	55. 1. 8～ 1.27	第1・第2・ 第3展示室	
	空からみた郷土写真展	55. 3. 1～ 3.16	第 2 展 示 室	
	アインシュタイン 生誕100年記念写真展	55. 3. 1～ 3.16	第 3 展 示 室	京都ドイツ文化センター共催、 鳥取大学協賛
55	古文書展～因・伯の木綿～	55. 7.13～ 7.20	”	
	自然資料展	55. 8. 2～ 8.31	”	
	旧鳥取駅資料展	56. 3. 7～ 3.22	”	
56	シカゴ・ランドフォールプレス版画展 ～現代アメリカの版画～	56. 6.16～ 6.28	”	
57	自然資料展	57. 7.17～ 7.31	”	
	館蔵美術資料展	57.11. 3～11.23	第 1 展 示 室	
	鳥 取 城	58. 3.20～ 4. 3	第 3 展 示 室	
58	前 田 寛 治 ～ 油 彩 と 素 描 ～	58. 4. 9～ 6.26	”	
	堀 家 資 料 ～ 儒家堀家をめぐる人々～	58.11. 1～11.20	”	
59	生 駒 標 本 展	59. 8. 7～ 8.30	”	

年度	展 覧 会 名	期 間	会 場	摘 要
59	空から見た郷土写真展	60. 3. 1～3.17	第 2 展 示 室	
60	近世のやきものとぬりもの展	60. 6.18～6.30	第 1 展 示 室	
	中 島 菜 刀 展	60. 9. 3～9.16	第1・第3展示室	
61	自 然 資 料 展	61. 8. 1～8.28	第 2 展 示 室	
62	因 伯 の 古 地 図 展	62. 3.28～4.19	第 1 展 示 室	
	考 古 資 料 展 ～発掘された古代の情報～	62.10.21～11.15	第 3 展 示 室	
	尾 崎 悌 之 助 遺 作 展	62.10.31～11.11	第1・第2展示室	
63	自 然 標 本 展 ～夏休みに学ぶ自然のいろいろ～	63. 7.27～8.21	第 2 展 示 室	
	君 野 コ レ ク シ ョ ン 展	63. 8. 7～8.21	第1・第3展示室	
	第31回日本伝統工芸中国支部展	63. 9.18～9.25	第 3 展 示 室	日本工芸会中国支部ほか共催
	絵 馬 と 信 仰 ～鳥取県の絵馬～	63.11.15～12. 4	”	
H1	橋 本 興 家 版 画 展	1. 3.11～4.16	第1・第3展示室	
	オ ラ ン ダ 現 代 美 術 展	1. 4.23～5. 7	第 2 展 示 室	オランダ・トットリ現代美術 交流展実行委員会ほか共催
	因・伯と但馬の襖絵	1. 7. 8～7.30	第 3 展 示 室	
	空から見た郷土のすがた展	1.11.16～12.13	第 2 展 示 室	
2	第33回日本伝統工芸中国支部展	2. 9.22～9.30	第 3 展 示 室	日本工芸会中国支部ほか共催
	川と池の自然のくらし	2.11.23～12.16	第 2 展 示 室	
3	山 地 の 自 然 の く ら し	3.12. 4～4.1.19	”	
4	身 近 な 鳥 ・ 珍 し い 鳥	4. 5. 2～5.17	第 1 展 示 室	
	池 田 光 伸 展	4. 7. 1～7.12	第 3 展 示 室	
	第35回日本伝統工芸中国支部展	4. 7. 2～7. 8	第 1 展 示 室	日本工芸会中国支部ほか共催
	海 岸 地 域 の 自 然 と く ら し	4.11.19～12.13	第 3 展 示 室	
	安 富 コ レ ク シ ョ ン 展 I ～江戸時代の絵画～	5. 2.13～3. 7	”	
5	夭折の画家・前田寛治と 異色の彫刻家・辻晉堂	5. 4.25～5.30	第1・第2展示室	
	画 家 伊 谷 賢 蔵 と 尾 崎 悌 之 助	5.12.16～6.1.23	第 1 展 示 室	
	安 富 コ レ ク シ ョ ン 展 II ～考古資料・工芸資料の美～	6. 2.15～3.13	”	
6	空から見た郷土のすがた	6. 6.14～7. 3	第 2 展 示 室	
	鳥 たち の 世 界	6. 7.22～8.21	第 1 展 示 室	
	山 本 兼 文 遺 作 展 ～描き・彫り・刻み続けた半世紀～	6. 8. 2～8.15	第2・第3展示室	
	安 富 コ レ ク シ ョ ン 展 III ～書と人物～	7. 2.14～3.12	第 1 展 示 室	
7	～信仰の造形～郷土に伝わる仏画展～	7. 4.22～5.21	第 3 展 示 室	
	因 伯 の 古 地 図	7. 4.28～5.21	第 1 展 示 室	
	戦後50年・戦争と美術	7. 7.20～8.20	第 3 展 示 室	
	安 富 コ レ ク シ ョ ン 総 合 展	8. 2.10～3.10	第 1 展 示 室	

年度	展 覧 会 名	期 間	会 場	摘 要
8	山 陰 海 岸 の カ ニ ～カニと一緒に記念写真～	8. 7. 19～ 8. 25	第 3 展 示 室	
9	鳥 取 東 照 宮 の 宝 物	9. 3. 27～ 4. 20	第 1 展 示 室	
	絵 図 と 出 土 品 で み る 鳥 取 城	10. 2. 13～ 3. 15	”	
10	岡村吉右衛門コレクション展 — ア ジ ア の 染 織 —	10. 4. 18～ 5. 17	”	
	ロストワールド 太古の生きもの	10. 7. 2～ 8. 1	”	
11	空から見た郷土のすがた	11. 4. 16～ 5. 16	第 2 展 示 室	
	鳥取県民の明治・大正・昭和	11. 11. 12～12. 23	第 1 展 示 室	
	河北省の文物と人々の暮らし	12. 3. 10～ 4. 16	”	
12	河北省の文物と人々の暮らし	12. 3. 10～ 4. 16	”	
	ふ し ぎ 大 陸 南 極 展	12. 4. 21～ 5. 21	第 2 展 示 室	
	城 下 町 鳥 取 の 絵 図	12. 9. 9～10. 26	第 3 展 示 室	
13	絵 は が き で 綴 る 鳥 取	13. 4. 27～ 5. 27	第 2 展 示 室	入場者数 15,089名
	ピ カ ソ 銅 版 画 展	13. 11. 16～12. 9	第 2 展 示 室	
14	すばる望遠鏡—宇宙を探る新しい眼—	14. 4. 20～ 5. 19	第 3 展 示 室	入場者数 4,270名
	数学と遊ぼう—形の数のワンダーランド—	14. 12. 12～15. 1. 19	第 2 展 示 室	入場者数 4,754名
	高知県立美術館ベストセレクション シャガール版画展～愛の賛歌～	15. 3. 15～ 4. 13	第 1・第 2 展 示 室	入場者数 5,409名
15	因 伯 の 古 代 寺 院	15. 4. 26～ 5. 25	第 1 展 示 室	入場者数 4,532名
	現代の表現 鳥取vol.1 4Rooms — 4 つ の 同 時 代 的 感 性 —	15. 12. 17～16. 1. 11	第 2 展 示 室	入場者数 1,173名
	富山県立近代美術館所蔵 ルオー版画展	16. 2. 28～ 3. 28	第 1・第 2 展 示 室	入場者数 3,018名
16	発見しよう！自然のふしぎ	16. 7. 17～ 8. 25	第 1 展 示 室	入場者数 5,794名
	空から見た郷土のすがた	16. 7. 17～ 8. 25	第 2 展 示 室	”
	現代の表現 鳥取 vol.2 平久弥・池本喜巳	16. 11. 21～12. 19	第 2 展 示 室	入場者数 3,967名
	郷 土 作 家 展 板画の詩 長谷川富三郎	16. 12. 23～17. 1. 23	第 2 展 示 室	入場者数 2,513名
	共同企画展 三重奏 鳥取県立博物館・倉吉博物館・米子 市美術館のコレクションでつくる展覧会	17. 2. 5～ 2. 27	第 1 展 示 室	入場者数 1,364名
	丸 沼 芸 術 の 森 所 蔵 アンドリュー・ワイエス水彩素描展	17. 3. 12～ 4. 17	第 1・第 2 展 示 室	入場者数 8,216名
17	鳥 取 の 山 岳 信 仰	17. 10. 7～11. 6	第 1 展 示 室	入場者数 5,432名
	現代の表現 鳥取 vol.3 嶋田悦子・福井貞子	17. 10. 8～11. 6	第 2 展 示 室	入場者数 5,379名
	郷 土 作 家 展 異 景 — 八 橋 誠 滋 ／ 渡 里 彰 造 の 世 界 —	18. 2. 7～ 2. 26	第 1 展 示 室	入場者数 915名
18	遠 い 海	18. 7. 15～ 8. 27	第 1 展 示 室	入場者数 20,378名
	郷 土 作 家 展 と 海 と 空 と 角 護 ・ 石 谷 孝 二	19. 3. 3～ 3. 18	第 2 展 示 室	入場者数 1,072名

※ 1 平成15年度から「企画展」に名称変更

※ 2 平成19年度から従前の「企画展」を廃止

5 条例・規則

○鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例（昭和47年7月7日鳥取県条例第29号）

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項及び博物館法（昭和26年法律第285号）第18条の規定に基づき、鳥取県立博物館の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。

（設置）

第2条 県民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、鳥取県立博物館（以下「博物館」という。）を鳥取市に設置する。

（山陰海岸学習館の附置）

第3条 県民の海洋に関する知識の普及を図るとともに、体験学習等を通じて自然を大切にすることを旨とする。博物館に山陰海岸学習館を附置する。

2 山陰海岸学習館は、岩美郡岩美町に置く。

（開館時間）

第4条 博物館（山陰海岸学習館を除く。以下第6条及び第10条において同じ。）の開館時間は、午前9時から午後5時まで（4月1日から10月31日までの間における土曜日にあつては、午前9時から午後7時まで）とする。

2 山陰海岸学習館の開館時間は、午前9時から午後5時まで（7月1日から8月31日までの間における土曜日にあつては、午前9時から午後6時まで）とする。

3 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、臨時に前2項の開館時間を変更することができる。

4 教育委員会は、前項の規定により開館時間を変更するとき、あらかじめその旨を掲示しなければならない。

（休館日）

第5条 博物館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）である場合は、その翌日（その日が休日である場合を除く。）

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する国民の祝日の翌日（その日が日曜日又は休日である場合を除く。）

(3) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日

2 前項の規定にかかわらず、7月20日から8月31日までの間における月曜日（その日が休日である場合は、その翌日を含む。）は、山陰海岸学習館を開館するものとする。

3 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。

4 教育委員会は、前項の規定により臨時に休館し、又は休館日に開館するとき、あらかじめその旨を掲示しなければならない。

（利用の許可）

第6条 博物館を利用しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会の許可を受けなければならない。

(行為の制限等)

第7条 博物館においては、次の行為をしてはならない。

- (1) 博物館の施設又は博物館資料をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
- (2) 許可を受けずに博物館資料を模写し、又は撮影すること。
- (3) 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をすること。
- (4) 許可を受けずに物品を販売すること。
- (5) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が定める行為

2 教育委員会は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、博物館への入館を拒み、又は博物館からの退去を命ずることができる。

(措置命令)

第8条 教育委員会は、博物館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、博物館の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）その他の博物館を使用する者に対し、必要な措置を命ずることができる。

(許可の取消し)

第9条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第6条又は第7条第1項第2号若しくは第4号の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則又はこれらの規定に基づく処分違反したとき。
- (2) 前条の命令に従わないとき。
- (3) 許可の条件に違反したとき。
- (4) 詐欺その他不正の行為により許可を受けたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、博物館の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

(使用料の徴収)

第10条 博物館の利用については、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。

(使用料の減免)

第11条 知事は、特別の理由があるときは、規則で定めるところにより、使用料を減免することができる。

(教育委員会規則への委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、博物館の管理に関する事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和47年10月1日から施行する。

(以下附則省略)

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例及び同条例に基づく規則の規定によりされた許可その他の行為は、改正後の鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例の相当する規定によりされた許可その他の行為とみなす。